

## 子育て・教育

### 多胎児家庭移動経費補助事業

◇対象…3歳未満の多胎児を育てている保護者◇内容…乳幼児健診や予防接種などで外出する際のタクシー利用に使える金券を1世帯につき、年齢ごとに24,000円分支給。保健師などの面接が必要です。申請方法などの詳細は、対象の家庭へ郵送するご案内参照か問い合わせください。☎池袋保健所☎3987-4174、長崎健康相談所☎3957-1191

### すずらんスマイルプロジェクト「子どもを守る性教育～現状と家庭での伝え方～」

5月13・20日 木曜日 午後2～4時 男女平等推進センター◇思春期のからだの変化と子どもへの伝え方を学ぶ◇保護者や支援者◇24名限6か月以上未就学児。定員あり。5月7日までに要予約。先着順。  
☎電話かファクスかEメールで「男

女平等推進センター☎5952-9501、☎5391-1015、✉A0029117@city.toshima.lg.jpへ※先着順。

### 第44回わんぱく相撲豊島区大会

4月29日(祝) 午後1～4時 南池袋小学校◇トーナメント方式※上位男女1名は都大会に出場可◇区内在住、在学の小学4～6年生☎当大会申込みフォーム(2次元コード)から4月16日までに申込み。  
☎当実行委員会 佐藤 ☎090-3347-4584



## 暮らし等

### 国民生活基礎調査にご協力ください

この調査は統計法に基づくもので、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の状況を把握し、施策立案の重要な基礎資料となるものです。厚生労働省と東京都から委託をうけ、調査員が戸別訪問し、調査票の配布

・回収を行います。訪問する調査員は必ず調査員証を携帯しています。  
◇調査日…6月3日(木)  
◇調査地区…区内の4地区(全国より無作為抽出された地区)  
☎地域保健課管理グループ☎3987-4203

### 東京都議会議員選挙 立候補予定者説明会

5月14日(金) 午後3時から 区役所本庁舎8階807・808会議室◇7月4日執行の東京都議会議員選挙に豊島区から立候補を予定している方※立候補予定者1名につき2名まで。詳細は問い合わせください。  
☎選挙管理委員会事務局☎4566-2821

### 第6回議会報告会を開催します

5月15日(土) 午後2～4時(午後1時30分開場) 豊島区議会議場(区役所本庁舎8階)※インターネットライブ中継あり◇その場でいただいた区民の皆さんのご意見を議会活動に反映するため、議会活動に関する

情報や議会としての意思決定内容などを報告。区議会のしくみ、第1回定例会の予算特別委員会、常任委員会の内容を報告◇子ども連れの方の参加も可。手話通訳あり☎当日直接会場へ。  
☎議事グループ☎3981-1453



## 環境・清掃

### 「つる植物・いのちの森苗木」を配布します

6月6日(日) 午前10時～午後3時30分※配布時間は午前の部・午後の部を指定。詳細は配布引換券参照。区役所本庁舎5階507～510会議室◇①「いのちの森」苗木(1名3本まで)…ヤマボウシ、ヤブニッケイ、アセビ、クちなシ、サツキ、シモツケ、ジンチョウゲ、ツツジ、ナンテン、ヤマブキ、②つる植物(1名3本まで)…アイビー、カロライナジャスミン、ツルニチニチソウ、トケイソウ、ハゴロモジャスミン、フィ

## 令和3年度後期高齢者医療保険料(仮算定)のお知らせ

☎後期高齢者医療グループ☎3981-1937

●普通徴収(納付書・口座振替)の方…4月中旬に令和3年度の後期高齢者医療保険料額通知書(仮算定)を郵送します。令和2年度の年間保険料額を12等分して仮算定額(4～6月期分)とします。口座振替以外の方には納付書を同封します。年間

保険料額は、令和2年の所得に基づいて7月に計算し、改めて通知します。

●特別徴収(年金天引き)の方…令和2年7月以降に送付した「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書」の「翌年度特別徴収仮徴収額」欄に記載さ

れた額を、4・6・8月期に年金から天引きします。令和3年4月から特別徴収が開始になる方は、4月上旬に送付した「特別徴収開始のお知らせ」に記載された額を天引きします。

## 後期高齢者医療制度の保険料について

保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、一人ひとりにかかります。

### ●保険料の計算方法

令和2・3年度保険料額(年額)

保険料額(年額)	100円未満切捨て(限度額64万円)
均等割額	被保険者1人当たり44,100円
+	
所得割額	賦課のもととなる所得金額(※1)×所得割率(8.72%)

(※1)前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(※2)を控除した金額です。(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)  
(※2)合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円。

### ●軽減措置について

◇均等割額の軽減…同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減します。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※65歳以上(令和3年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。  
※軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

◇所得割額の軽減…被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額が軽減されます。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

◇被扶養者だった方の軽減…後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料を軽減しています。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

●保険料額の通知について…「後期高齢者医療保険年間保険料額決定(変更)通知書(本算定)」は、7月中旬に発送します。

## 高齢者の方へ「シニア×としまぐらし」をお送りします

高齢者の福祉サービスを掲載し、毎年発行していた冊子「高齢者のてびき」を、「シニア×としまぐらし」としてリニューアルしました。従来の事業紹介・サービス紹介に加え、フレイル、認知症、医療サポートのほか、「としま生活ガイド」に掲載していた日々の生活に役立つ情報なども掲載しています。

70歳以上の高齢者がいるご家庭に1冊ずつお送りします(4月20～24日頃)。区役所本庁舎や東・西区民事務所、各高齢者総合相談センターなどでも配布しています。

☎総合高齢社会対策推進室☎4566-2426、高齢者福祉課☎4566-2429



## 高齢者の相談窓口について

高齢者の休日相談窓口・夜間緊急窓口(コールセンター)を新たに開設しました。

●休日相談窓口・夜間緊急窓口 ☎0120-580-210

休日	日曜日・祝日、年末年始	午前8時30分～午後4時30分
夜間	月～金曜日	午後6時30分～翌午前8時30分
	土・日曜日、祝日、年末年始	午後4時30分～翌午前8時30分

※上記以外の時間(月～金曜日 午前8時30分～午後6時30分、土曜日 午前8時30分～午後4時30分)は各高齢者総合相談センターへ。

☎高齢者福祉課管理グループ☎4566-2429